

鳥取県告示第707号

平成18年鳥取県告示第355号（家畜伝染病予防法による報告の要求について）の一部を次のように改正し、平成20年10月24日から施行する。

平成20年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
1 略	1 略
2 報告すべき者 一の農場における鶏、あひる、うずら及び七面鳥（以下「鶏等」という。）の飼養羽数が <u>100羽</u> 以上である飼養者	2 報告すべき者 一の農場における鶏、あひる、うずら及び七面鳥（以下「鶏等」という。）の飼養羽数が <u>1,000羽</u> 以上である飼養者
3～5 略	3～5 略